

相談票を提出する皆様へ

相談票の提出にあたっては、事前に相談票に記載する事項を関係課でお調べのうえ、必要事項を記入し提出してください。

また、裏面の「窓口相談に必要な主な書類とは」に記載されている書類を相談票に添付してください。

なお、相談票の回答について、郵送による送付を希望する場合は、切手を添付した返信用封筒を相談票と一緒にご提出ください。（回答はA4用紙2枚程度です。）

◎関係課一覧

○久喜市役所本庁舎 TEL 0480-22-1111 久喜市下早見85-3

【資産税課】

- ・ 無資産証明の交付
- ・ 固定資産課税台帳（名寄せ帳）の交付

○久喜市役所第二庁舎 TEL 0480-22-1111 久喜市北青柳1404-7

【建設管理課】

- ・ 市道番号及び認定幅員の確認
- ・ 放流許可（浄化槽からの処理水及び雨水を道路側溝又は水路に放流する場合）
- ・ 水路占用及び道路占用の手続
- ・ 道路側溝への蓋掛け
- ・ 境界確認
- ・ 歩道の切り下げ

【建築審査課】

- ・ 道路の建築基準法上の扱い
- ・ 道路後退（建築基準法第42条第2項道路の場合）
- ・ 建築物の用途、建築物の可分不可分の取扱い

○菖蒲行政センター TEL 0480-85-1111 久喜市菖蒲町新堀38

【農業振興課】

- ・ 農用地区域からの除外の手続

【農業委員会】

- ・ 農地転用の手続
- ・ 農家証明書の交付

○鷲宮行政センター TEL 0480-58-1111 久喜市鷲宮6丁目1-1

【下水道施設課】

- ・ 公共下水道処理区域又は農業集落排水処理区域の確認
- ・ 浄化槽処理区域の確認

【教育委員会文化振興課】

- ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地の確認

窓口相談に必要な主な書類とは（参考）

窓口相談に必要な主な書類は次のとおりです。ただし、相談内容、状況に応じて別途必要な書類を求めることがあります。

<市街化区域の場合>

- ① 案内図（住宅地図の写し等、相談地の状況がわかるもの）
- ② 公図の写し
- ③ 土地全部事項証明書
- ④ 土地利用計画図（案）※1

<市街化調整区域の場合>

1. いわゆる分家住宅の「新築」

- ① 案内図（住宅地図の写し等、相談地の状況がわかるもの）
- ② 公図の写し
- ③ 土地全部事項証明書
- ④ 土地利用計画図（案）※1
- ⑤ 戸籍謄本 ※開発行為を行う者と土地所有者である親族又は市街化調整区域の居住者である親族の続柄が確認できるもの
- ⑥ 住民票 ※開発行為を行う者と親族の住所が確認できるもの
- ⑦ 開発行為を行う者の資産の状況がわかるもの
（固定資産課税台帳（名寄せ帳）の写しの証明又は久喜市の無資産証明）
※開発を行う者に配偶者がいる場合は、配偶者の資産の状況が確認できる資料も提出すること。
※借家住まいの場合は、建物賃貸借契約書も提出すること。
- ⑧ その他（閉鎖登記簿等）

2. 11号区域内における専用住宅の「新築」

- ① 案内図（住宅地図の写し等、相談地の状況がわかるもの）
- ② 公図の写し
- ③ 土地全部事項証明書
- ④ 土地利用計画図（案）※1

3. 既存建築物の「改築」、「増築」、「用途変更」、「敷地拡張」

- ① 案内図（住宅地図の写し等、相談地の状況がわかるもの）
- ② 公図の写し
- ③ 土地全部事項証明書
- ④ 建物全部事項証明書 ※既存建築物が未登記の場合は固定資産課税台帳（名寄せ帳）の写しの証明又は既存家屋証明書
- ⑤ 開発（建築）許可通知書・建築確認通知書・適合証明書の写し 等
- ⑥ 土地利用計画図（案）※1
- ⑦ 予定建築物の平面図（案）
- ⑧ その他（閉鎖登記簿等）

※1 接する道路の市道番号、認定幅員、現況幅員及び建築基準法の扱いを記入すること。

※ その他の建築物の相談に必要な書類については、下記お問い合わせ先にご確認ください。

○お問い合わせ先
担当 久喜市まちづくり推進部都市計画課開発指導係
電話 0480-22-1111 内線：4666、4667、4668、4669